

第 4 期における経済評価の実施について

1 第 54 回施策調査専門委員会での決定事項

① 実施目的

かながわ水源環境保全・再生施策大綱に基づき実施した事業を総合的に評価する視点のひとつとして経済評価を実施する。第 4 期に行う経済評価は、施策大綱期間満了における施策の成果・課題等を確認してとりまとめる総合的な評価（最終評価）の経済的な側面の評価として活用する。

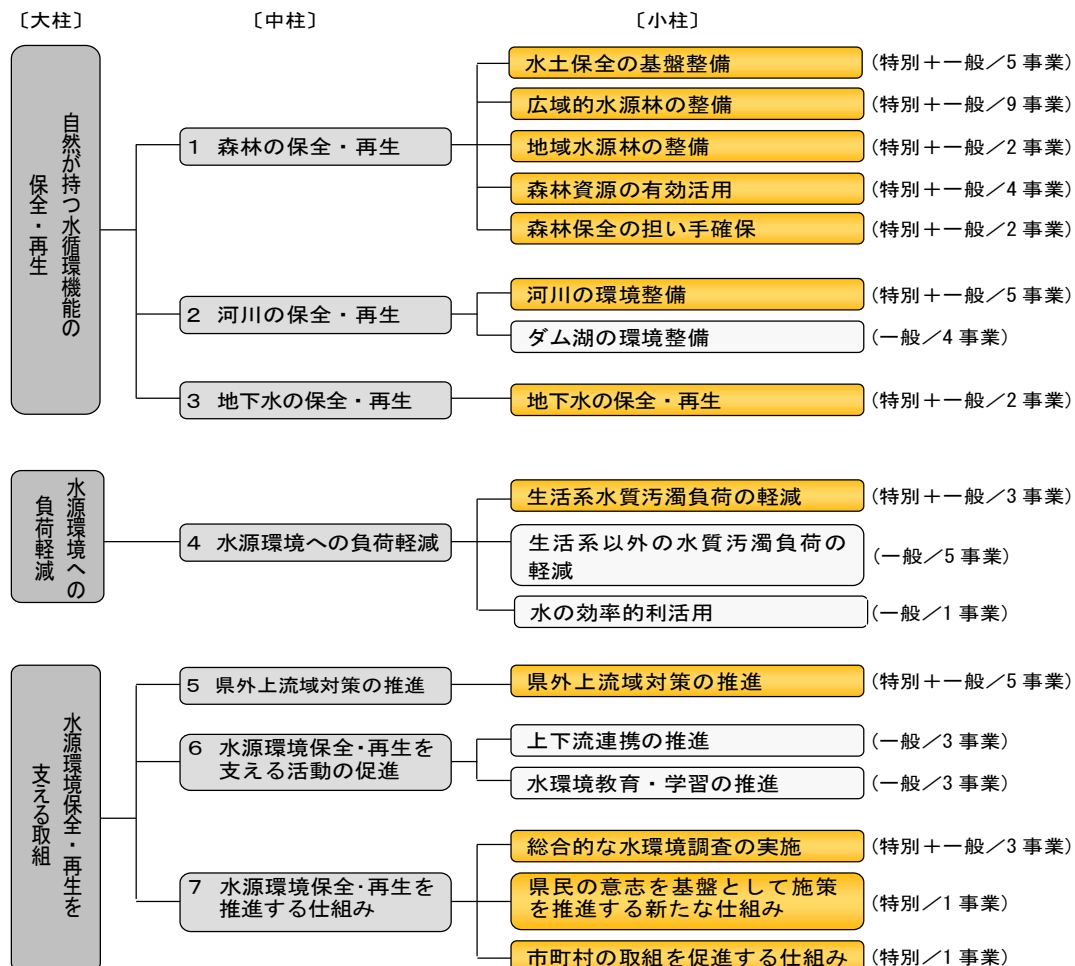
② 評価対象

施策大綱事業全般（一般財源と特別財源により行っている事業）

- ・最終評価に向けた経済評価においては、その対象は特別対策事業に限定されるものではなく、施策大綱事業全般の評価を行う。
- ・施策大綱前と現在の状況を比べ、県民の福利の向上度合いを貨幣価値で算出する。
- ・「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」については、評価対象とするかを検討する。

【施策大綱事業】

施策体系（特別対策事業＋一般財源事業／全 58 事業）



※小柱の は、特別対策事業のみ、あるいは一般財源事業との両方により取組を行っている

③ 評価期間

評価対象期間は平成 19 年度から経済評価実施の前年度令和 3 年度までの 15 年間の実績をもとに令和 8 年度までの 20 年間の実績予測を反映させたものとする。

④ 実施手法

- ・施策大綱事業全体の評価を CVM（仮想的市場評価法）で行い、特別対策事業の中で、機能を直接貨幣換算できるところについては代替法で評価を行う方向で検討
- ・SDGs やグリーンインフラストラクチャーという副次的な効果についても、施策の効果として評価していく。

	評価手法	手法の概要	課題
顕示選好法	旅行費用法 (トラベルコスト法：TCM)	施設を訪れる人が支出する交通費や費やす時間をもとに効果の価値を計測する手法である。 レクリエーション行動に基づく分析手法であるため、観光地などのレクリエーションに関する価値の分析に適する。	レクリエーション行動に結びつかない価値（歴史的・文化的に貴重な施設の存在価値）の計測は困難である。
	代替法	評価対象とする事業と同様の便益をもたらす他の市場財の価格をもとに便益を計測する手法である。	適切な代替財が設定できない場合は適用できない。
	ヘドニック・アプローチ法	整備効果は地価に帰着するという仮説のもと、地価関数を推計し、整備による地価の変化により価値を計測する。	地価関数で評価可能な指標が限られる。
表明選好法	仮想的市場評価法 (CVM)	環境の変化など、貨幣換算が難しい効果の価値をアンケートにより把握する手法である。具体的には、整備による環境の変化に対し「いくらまで支払えるか」という質問を行い、効果を定量的に把握する手法である。	アンケート調査を行う必要があるため、適切な手順、アンケート内容にしないとバイアスが発生し、推計精度が低下する。
	コンジョイント分析	CVM と同様に、アンケート調査により貨幣換算が難しい環境の変化の価値を把握する手法であるが、価値を一括で尋ねる CVM に対し、価値を構成する複数の要素の価値についても把握できる点で相違がある。	CVM と同様である。
	潜在クラスモデル	<u>回答者が選好の異なる複数のグループ（クラス）から構成されていると仮定し、それぞれのクラスに効用関数を設定し分析を行う手法。</u>	水源施策は関わっている事業が多く、クラスが大量になることが予想される。クラスが多いほど分析が複雑になり、評価の信頼度が下がると言われている
	熟議型貨幣評価	<u>CVM 等でアンケートを行う際に、時間をかけた十分な情報提供や、専門家や他の参加者との意見交換を経て、回答者の選好が十分に形成されたうえで価値評価を行う方法。</u>	<u>回答者に十分に説明してしまいうため、消費者としての立場ではなく、当事者として回答することとなる。そのため、回答の貨幣価値が一般県民とは乖離することが想定される。</u>

顕示選好法：人々が実際に行った行動や市場情報をもとに分析を行う方法

表明選好法：仮想的な状況における人々の行動をアンケート調査によって聞き出し、それをもとに行う方法

2 検討事項

① 経済評価のスケジュールについて H26 年度に実施したものを参考に示す。

資料 1-2「かながわ水源環境保全・再生施策『経済的手法による施策評価』業務の流れ」を参考に提示する。

② 資料 1-3「仕様書案」について参考に作成したものを示す。

- ・評価方法については、CVMやコンジョイント分析での実施が望ましいと考え、仕様書に明記する。
- ・業務を行う際には有識者会議の指導・助言を受けながら行う。
- ・有識者会議の構成員は、環境政策分析に精通している有識者及び森林環境に精通している有識者 2 名程度及び神奈川県の水源地環境保全・再生施策に精通している有識者（施策調査専門委員） 3 名程度を想定。

③ 環境資源勘定と自然資源勘定について

非経済系である森林や水などの自然資源のストックとそれらの採取、利用、廃棄等のフローを会計手法により貸借対照表の形式で表現していく考え方。

経済評価に付随する資料として行うか検討していく。

使 途		源 泉	
施設	328,401,021	施設補助金	51,732,021
		直接的な財政支出	4,261,000
		起債	272,408,000
森林	(7,381ha)	森林、登山道、遊歩道、 避難小屋の建設費	X
登山道（建設費の不明なもの）	(21km)		
遊歩道（建設費の不明なもの）	(17km)		
避難小屋（2カ所）	(87㎡)		
使途合計	328,401,021	源泉合計	328,401,021
	+ (7,381ha) + (38km) + (87㎡)		+ X

注：企業のレクリエーション（十勝岳スキー場、パークヒルズスキー場）は含まない。
() 内は、価額が不明なものについて、物量単位で示したものの、その総計は、X円となる。

④ 副次的な効果の指標について

Nature-based Solutions (NbS) という考え方について、土屋委員からお話があり、SDGsやグリーンインフラと併せて確認を行う。

NbSについては、「社会の課題に順応性高く効果的に対処し、人間の幸福と生物多様性に恩恵をもたらす、自然あるいは改変された生態系の保護、管理、再生のための行動」と定義づけられており、社会課題の解決のために自然保護等からアプローチを行うものである。

SDGsに沿った構成となっており、グリーンインフラといった概念を包括する考え方になる。

例) 東南アジア等で、エビ養殖等のための乱開発により海岸沿いのマングローブ林がなくなり、高潮等の被害が出ている地域において、高潮による被害の軽減、住民の経済的困窮という課題に対し、マングローブ林の再生を行うことによ

り、高潮の被害の軽減を図るとともに、水産資源の回復により漁労による生業の回復を行った事例。

N b S については、経済評価と併せて事業評価を実施し、副次的な評価として作成する。